

## 第2回福岡交通圏タクシー準特定地域協議会 議事概要

日時：平成27年6月17日(水)13:30～

場所：西鉄ソラリアホテル

(開会)

### 【事務局】

定刻になりましたので、只今から、第2回福岡交通圏タクシー準特定地域協議会を開催致します。

本日は、構成員の皆様そして関係者の皆様方には大変お忙しい中、4月17日の協議会に引き続きご出席賜りまして誠にありがとうございます。

私は、福岡交通圏準特定地域協議会の事務局長をしております藤田と申します。議事に入るまでの進行につきまして務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

また、本日は報道機関の取材につきましては、協議会ガイドラインに基づき、原則公開とさせて頂いておりますので、ご了承願います。

本日の協議会には大変お忙しいなか、協議会構成員ではございませんが、九州運輸局の石田自動車交通部長様、江藤旅客第二課長様、末吉専門官様、福岡運輸支局の西支局長様、中園首席運輸企画専門官様、関口運輸企画専門官様にご出席されておりますので、ご紹介を致します。

折角の機会でございますので、石田自動車交通部長様にご挨拶を賜りたいと思います。石田部長様よろしくお願いを致します。

### 【石田部長】

皆様今日は、九州運輸局自動車部長を務めております、石田でございます。

日頃は皆様に、九州運輸局の運輸行政の推進にあたりましてご協力頂きまして誠に有難う御座います、

この場をお借り致しまして改めて御礼申し上げます。

さて本日は、4月17日の第2回の協議会に引き続きまして、特定地域に行くかどうかという事をご審議頂く訳で御座います、結果はいずれどうなるかは、ご議論ご頂ければと思いますが、やはりタクシーというものは、我々にとって一番身近な交通ではないかと思えます。

やはりドアツードアで移動出来る最も我々に近い存在である公共交通で御座います、公共交通のあり方を議論して頂くということで御座いますので、是非、前回に引き続きまして真摯なご議論を頂ければと思っております。

ちなみに九州では8つの地域において特定地域に行くかどうかの議論が行われております、福岡でいえば明日、北九州で議論を行なう訳でございますが、も一つ久留米においては、特定地域には今年度は見送ると、来年度また再度検討するとなつてございますが、その他の地域、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、この5つの地域におきましては、既に特定地域に行くという事で協議会のご判断を頂いているところで御座います。

ただ、いずれの協議会においても、特定地域に行くことがゴールではなくて、行った後に何をす

るかで御座いますので、また、行く行かないに拘わらず引き続きのご議論を是非お願いしたいと思っております。

本日はよろしくお願い致します。

#### 【事務局】

有り難うございました。

運輸局さんと運輸支局さんには本協議会の運営に対しオブザーバーとして、ご支援・ご協力をいただくようになっておりますので、引き続きよろしくお願いを致します。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

なお、前回4月17日に開催した時の資料と同じもので御座います。

先ず、「議事次第」でございます。続いて、「構成員及び出席者名簿」、と「配席図」を配布しておりますので、ご確認がたお願い致します。

それから、資料1としまして、

「福岡交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱」

それから、資料2としまして

「タクシーサービス向上安心利用推進法について」

「福岡交通圏における適正化・活性化事業の取組について」

資料3としまして、

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」

資料4としまして、

「特定地域の指定等について」

資料5としまして、「特定地域の指定について」

資料6としまして、「今後のタクシー事業の適正化、活性化を図るため」

～タクシーに関するアンケート調査～

の資料を配付して御座いますが、ご確認をお願い致します。

資料に不足がございましたら、お申し出下さい。よろしいでしょうか。

それでは次に、出席構成員の紹介となっておりますが、本来、本日ご出席頂いております構成員の皆様をご紹介させて頂くところでございますが、時間の都合上、お手元に配布しております「出席者名簿・配席図」をもって、ご紹介にかえさせていただきたいと思っております。

なお、構成員の変更につきましては、議題2で報告をさせていただきます。

次に、今回開催の主旨を簡単に説明させていただきます。

ご案内のように、平成27年4月17日に第2回協議会を開催致しまして、議題の「特定地域指定の件について」ご審議頂いたところでございます。

構成員の皆様からは、この「特定地域の指定について」、

『反対意見』としまして、

台数制限をすることは、業界の活性化にはつながらず、しっかりしたサービスを提供することにより、タクシーの需要を増やしていく方が大事という反対の意見

それから減車することは、現在働いている乗務員を働けない状態にするので指定には反対の意見。

それから、指定を受けて減車することは、すなわち職場がなくなるという反対のご意見。

『賛成意見』としまして、

この法律は、減車により運転者の労働条件の改善や、タクシーサービス水準を向上させ、利用者にとって安全・安心して利用できる公共交通機関として進化させる目的で成立しており、指定には賛成の意見等いろいろご意見を頂いたところでございます、最終的にはタクシー協会としての意見の集約が出来ていないということもございまして、継続審議が適当であるとされたところでございます。

このため、前回の協議会で皆様方のご承認を頂きましたように、今回「継続審議」の協議会として開催するものでございます。

それでは、はじめに、太田会長にご挨拶をお願い致します。

#### 【太田会長】

皆様こんにちは。大変お忙しい中ですね、前回の協議会に引き続きまして、こうしてご出席を頂きまして誠に有り難うございました。

本日の協議会は、もう既にお話がありますけれども、前回の協議会で継続審議となりました特定地域の指定の件につきまして、合意するかどうかという事を、再度協議して頂く訳でございます。

前回の協議会において、構成員の皆様方にお諮りを致しましたところ、いろいろご意見を頂きましたけれども、タクシー協会の方で意見の集約が出来ていないということもございまして、継続審議という事になった訳でございます。

そのため、今日の協議会で再度審議して頂く事となりました。

これから、議事に入ることになりますが、この改正特措法の趣旨は、タクシー事業の活性化を図るとともに、タクシーの供給過剰状態を適正化して、タクシーの公共交通機関としての機能を十分発揮出来るようにしていく事が、タクシー事業者の皆さんはもちろんのこと、タクシーを利用するですね皆様にもですね、大切なことだろうというふうに思うので御座います。

加えて、産業としてのですね健全性、あるいは労働者の生活の確保、地域社会への貢献などタクシーが全ての関係者にとりまして、望ましい姿となることが重要なことであります。

これらのことを踏まえまして、本日の議題にあります特定地域の指定の件につきまして、タクシー事業者にとりまして、大変重要な案件でございますので、皆様方には十分な議論を尽くして頂きますように、そして結論を得て頂きます様というふうに思っております、最後までよろしくお願い致します。

会場の都合も御座いまして、一応15時を目途に終了したいと思いますので、ご協力をよろしくお願い致します。

#### 【事務局】

ありがとうございました。

これから議事に入りますが、要綱第5条第2項によりまして、会長が協議会を代表して協議の場を総括するようになっておりますので、議事の進行をお願い致します。

【会長】

それでは早速議事に入らせて頂きます。

本日の協議会の一番の目的は、特定地域の指定について合意するか否かの議論をすることであり、「特定地域の指定」とは、どのようなことなのか、また、指定されたらどうなるのか、ということをお前の協議会でも既に説明を頂きましたけれども、繰り返し簡単にもう一回説明して頂くようお願いを致します、その後、本題の特定地域の指定のですね議題について議論して頂くことで、会議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、議題1の協議会設置要綱の改正につきまして、事務局から説明して下さい

【事務局】

判りました、前回の協議会で議題1につきましては、協議会設置要綱の改正ということで、協議会開催の公表の日数等について、ご承認を頂きましたので、配付資料1として、改正後の要綱を配布しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

【会長】

議題1につきましては、前回の協議会でご承認頂き、資料1に改正後の要綱を配布してありますので、後でご覧頂きたいと思っております。

次に、議題2の構成員の変更について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

判りました、お手元に『構成員及び出席者名簿』を配布しております、前回の協議会より交代をされた方のみご紹介を致します。

福岡県企画・地域振興部交通政策課長様が岩佐孝徳様に交代されておりますのでご紹介を致します、なお、本日は代理として課長補佐の北村岳彦様にご出席されております。

構成員の変更につきましては、会長が把握すれば良いことになっており、一覧表形式で示すものとなっております、配付資料『構成員及び出席者名簿』のとおりでございます。

なお、福岡県警察本部交通規制課長様には、前回に引き続きオブザーバーとしてご出席をいただいておりますので、よろしくお願い致します。本日は代理として、宮崎賢次郎様にご出席頂いております。

【会長】

構成員の変更につきましては、ただ今、事務局から報告があったとおり、今回、福岡県の交通政策課長様が交代された件でございます、構成員の皆様にはですね今後とも協議会の審議につきまして、よろしくお願い致します。

では、次に議題3の『特定地域の指定の件』について、前回も説明頂きましたが、本

協議会の構成員ではではありませんが、指定基準等を定めました関係で福岡運輸支局の中園首席運輸企画専門官に資料の説明をして頂いた後、本日の「特定地域指定の件」の議題を審議して頂きたいと考えております、よろしくお願い致します。

中園首席運輸企画専門官よろしくお願い致します。

【福岡運輸支局・中園首席運輸企画専門官】

運輸支局の中園でございます、資料の説明に入らせて頂きます。着座で説明させて頂きます。

それでは、前回ですね説明しましたが、またそれと同じような内容になろうかと思っておりますので、先ず、お手元の資料2というふうに打っております、タクシーサービス向上安心推進法について、という資料を先ずご覧になって頂きたいと思っております。

資料の説明に入る前にですね、先ずタクシーの営業区域に付きましてはですね、今回皆様方でご協議頂くタクシー特措法の適用地域と、タクシー特措法の適用の地域が無いところがあるという事で御座います、そこらへんからお話を始めたいと思っております。

資料を1ページめくって頂きたいと思っております、法改正（平成26年1月27日施行）による制度変更の概要というページをご覧になってください、これの上段ですね新と書いてあって原則という形で青い四角が書いてあるところが御座います、上段の右側になります、

まず、ここはタクシー特措法の適用を受けない地域、この事でありまして原則を書いております、先ず新規参入に付きましては許可制で御座います、増車は届出制、それから運賃に付きましては、自動認可運賃が適用されているという事でございます、言い換えますと新規参入、増車は自由、場合によっては運賃の下限割れが認められる世界があるという事でございます。

次にその下中段、右側緑色の枠の中をご覧下さい、ここが準特定地域の規制で御座います、ここは現在の福岡交通圏という事で見て頂けたら良いのかなと思っております、新規参入に付きましては許可制で御座います、増車に付きましては認可制、運賃に付きましては公定幅運賃というのが導入されております、準特定地域に付きましては、供給過剰になっている地域という事にしてますので、そこでですね毎年度、毎年度、需給判断を行いまして供給枠が出た場合に、新規でありますとか、増車でありますとかこういうのが可能となってくるという事でございます、運賃に付きましては公定幅運賃という事で、下限割れが認められないという事になっております、指定基準については2ページに書いてありますが、これは後でご覧になって頂きたいと思っております、続きまして、中段の真ん中オレンジ色の枠の中で御座います、ここが特定地域の事を書いております、特定地域に指定されますと、新規参入と増車これが禁止で御座います、それからさらに独占禁止法の適用除外という事になりますので、強制力のある供給削減措置、具体的には減車等になってくるんだとは思いますが、それに取り組む事が可能になってくるという事で御座います。

運賃に付きましては、準特定地域と同様に公定幅運賃が適用されますので、下限割れが認められないという事になっております、指定基準等についてはですね、この後ご説明したいと思っております、

特定地域におきましては、供給過剰の解消を図る為、供給輸送力の削減方法でありますとか、活性化措置こういうのを協議会で協議して頂いて、地域計画というのを作ることになります、作成した地域計画に付きましては、運輸局長の認可を受けることになっているという事で御座います、地域計画が認可になりましたら、あとは事業者計画をそれ

それぞれの事業者さんが作って頂いてそれを運輸局長の方に申請し認可を受けるという事で御座います、地域計画と事業者計画につきましては、資料の6ページの方に詳細が書いて御座いますので、後でご覧になって頂きたいと思えます。

なお、協議会に参加をされない、それから地域計画に不同意の事業者さん、それから地域計画に合意したんだけど、事業者計画の認可申請を出さない、又は認可を受けたんだけど供給輸送力の削減を行わない、こういう事業者さんに付しましては、一定の条件をクリアしたあとに、営業方法の制限による供給輸送力の削減の勧告でありますとか命令、それから認可事業者計画の変更命令、こういうことを行う事になっております、これの詳細は7ページの方に書いておりますので、後ほどご覧下さい。

続きまして資料の3、ご覧になって頂きたいと思えます、公示と書いてありまして、タイトルが準特定地域における適正と考えられる車両数についてという事で御座います、これを1ページめくって頂きますと、別添という資料が付いていると思えます、これが九州運輸局の方で準特定地域における適正車両数を示したもので御座いまして、福岡交通圏の方は上の方ですね左の方に福岡と書いてありまして、その一番上に福岡交通圏というふうに書いてございます、マス目でいきますと先ず、平成25年度末の車両数、これが右から2つ目のマスにあります、これが4,603両でございます、それから適正と思われる台数、これを上限と下限という形で示しておりますが、上限に付しましては実働率が85%これで査定して御座います、上限につきましては4,056両、下限これが実働率が90%で査定して御座います、これが3,831両という事で御座いまして、上限とそれと25年度末との車両数の乖離率で御座いますが、これが12.5%となっている、という状況で御座います。

続きまして資料の4の特定地域の指定基準についてご説明したいと思えます、1ページめくって頂きますと、特定地域の指定等についてという別紙が付いております、特定地域の指定の要件に付しましては、ここの中の1.の中に(1)から(6)まで書いておりましてこの要件を全て満たさないといけないと、満たせば特定地域の指定になるという事になります、これをこのままにされてですね、資料の5を見て頂きたいと思えます、タイトルが特定地域の指定についてという事で、福岡交通圏の協議会会長宛ですね、私共の局長から指定についての意見紹介をした文書で御座います、これの裏を見て頂きたいと思えます、別添という形で福岡交通圏における指定基準への適合状況というのが御座いますので、これと先程資料4のですね指定基準、これと合わせて見て頂くと判り易いと思えます、先ず指定基準の(1)になりますが、実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少している事という事で御座いまして、これが別添ですね福岡交通圏における指定基準の適合状況、ここに書いてある通知なんです、これの(1)ですね、減少率が17.8%という事で御座いますので、1の基準には適合しております、続きまして(2)で御座います、これは赤字車両数のシェアの要件で御座いまして、当該営業区域、福岡交通圏で御座いますね、これの赤字事業者が保有する車両数の合計、これが福岡交通圏内の車両数の合計に占める割合、これが1/2以上というのが一つの条件、もう一つが当該営業区域ですから福岡交通圏内の赤字事業者数のシェアが1/3以上であって、前年と比較して赤字車両数のシェアが10ポイント以上増加していることとなっております、これのどちらかにですね該当すればこの条件をクリアする訳でありまして、福岡交通圏の場合には、赤字車両数のシェアが1/2以上、25年度が50.6%となっておりますので、1/2以上という事でこの1番の基準に適合するという事で、2番の基準もクリアしていると、あと3番目の人口の要件で御座います、人口は30万人以上で御座いますので、当然福岡はクリアしているという事で御座います。

次に、総実車キロの要件で御座います、これは前年と比較して5%以上増加していない事というのが条件となっております、増加率を見ますと0.2という事ではありますがマイナス0.2という事で御座いますから、5%以上の増加はしていないという事で4番の基準もクリアするという事で御座います、5番については色々各指標がありますが、この中の一つでもですねクリアすれば要件をクリアする事になってまして、先ず1番目として日車營收又は日車実車キロの要件というのがありますから、その中の日車実車キロこれがですね、平成13年度と比較して10%以上減少しているという事に該当しまして、①から③の内の①の今の要件がクリアされるという事で、5番の要件もクリアされるという事になりまして、後はですね営業区域における協議会の同意があれば、特定地域として指定をするという事で御座います

簡単では御座いますが、福岡の交通圏については特定地域の指定要件に6番の同意を除いてすべて適合しているという事で御座います、簡単ですけどこれで説明を終わらせて頂きます。

#### 【会長】

有り難うございました。

次に資料6の、今後のタクシー事業の適正化・活性化のためタクシーに関するアンケートについて、事務局より説明して下さい。

#### 【事務局】

判りました。

資料6のタクシーに関するアンケートにつきましては、前回、説明をさせて頂きましたので、今回は省略をさせて頂きます。

#### 【会長】

只今、運輸支局の中園首席運輸企画専門官から議題3につきまして、資料2～5の説明をして頂きましたので、早速本日の主議題であります議題3、特定地域指定の件に入りたいと思います。

只今、運輸支局から説明がありましたように、福岡交通圏は「特定地域指定基準」の1から5に全て適合しており、指定基準の最後の6にあります協議会で同意するのか、同意しないのかの意見を、運輸局長から求められております。

同意する、同意しないとの協議会の意見を国土交通大臣に報告する期限は6月30日までとなっておりますので、本日の協議会で結論を出したいと考えております。

なお、協議会で合意され、同意する旨の意見を報告した場合は、国土交通大臣が運輸審議会に諮問し、答申を受けて、初めて特定地域として指定されることとなります。

今後の流れを事務局から説明して下さい。

#### 【事務局】

只今、会長から説明がありましたように、協議会で合意をされまして、協議会から特定地域の指定に同意しますとの報告を、九州運輸局経由で、国土交通大臣にすることになり、その後、運輸審議会に諮問をし、審議され、答申を受けて指定されることになり

ます。

特定地域に指定をされますと、同時に現在の準特定地域協議会が、特定地域協議会と、見なされることになります。

特定地域協議会では、福岡交通圏の供給輸送力の削減や、需要の活性化を盛り込んだ特定地域計画を策定し、この特定地域計画に合意をした各事業者は、事業者計画を作成をし、運輸局の認可を受けて、実施をしていくことになります。

特定地域の指定期間は、3年を超えないものとなっており、再指定は1回に限り認められることになっており、指定が解除されますと再度、現在の準特定地域になることになっております。

なお、特定地域の指定については、毎年8月に運輸局より各準特定地域に指定されている営業区域の需給状況の判断、すなわち需要と供給がどうなっているかの車両数が、準特定地域における適正車両数として公示されることになっており、その後、特定地域指定基準に適合する準特定地域協議会に対して、同意するかどうかの意見が求められることになっており、協議会で協議することになります。

つまり、合意しない場合においては、毎年、このような特定地域の指定について協議会を開催していくことになります。

一方、準特定地域につきましても、現在、平成29年1月26日まで指定をされておりますが、毎年10月に準特定地域指定基準に適合しているかどうかの判断があり、基準に適合しないときは解除されることになっております。

特定地域と準特定地域の違いでございますけれども、先ほど運輸支局さんから説明がありました様に、特定地域は供給削減措置と、自主的な需要活性化策を実施することになり、新規参入と増車は禁止となります。

そして、準特定地域は、自主的な供給削減措置と需要活性化策を実施することになり、新規参入は許可制、増車は認可制になります。

以上で御座います。

#### 【会長】

只今、説明がありました。これに関して、この説明に関して何かご質問、ご意見があればお伺い致します。

特段、ご質問、ご意見が無いようで御座いますので、構成員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

本協議会の意見は、国土交通大臣から運輸審議会に諮問され、審議されるということで、タクシー事業者、タクシー乗務員、タクシー利用者の皆様方に取りましても生活に関わる重要な問題であると認識しております。



従いまして、この特定地域の問題は、前回に引き続いて十分な審議をして、決議を諮りたいと思いますので、ご意見をお出し頂きたいと思います。

はじめに、今回の協議会までに意見を集約してきますという事でありましたので、最初にタクシー協会の中井会長さんからお願いしたいと思います。

#### 【中井委員】

前回から継続審議という事で、皆様方にはご迷惑をお掛けしております、前回継続審議になりまして何回かどうするかという事で、会員の皆様方と協議をして参りました、お陰様で大多数の会員の皆様方から、特定地域に入るという事を受けましたので、今日の協議会におきまして福岡市のタクシー協会は、特定地域に入るという事をご報告致します。

#### 【会長】

只今、タクシー協会の中井会長さんから、特定地域については指定に同意したいというご発言がありました。

他の構成員さんのご意見もお伺いしたいと思いますので、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願い致します。

どうぞ

#### 【青柳委員】

BLUEZOO有限会社の青柳と申します。

前回お話した通りなんですけども、今、人口は福岡も増えてきておりますし、観光客の方も海外から特にですねどんどん増えてきております、でそういった方々ですね輸送する方法の一つにですねタクシーが有る訳ですが、なんて言いますかね、必要とされる方は沢山いるし今後増加も見えて来ている訳です、でその中で数をですね絶対数を減らすというのは、私、ちと理解が出来ないと言いますか、国もそうですけど、福岡市も福岡県も観光客をとにかく誘致しようという事で、色んな動きをされていると思います、タクシーもその中の一環としてですね、台数は減らさずにですね、英会話だとか前回も言いましたけども、観光の知識だとかを勉強してそれを実際観光客の方に、実際それでご案内しましてですね、そうすることによって1台当たりの収入だったり、運転手さんの収入だったりが増える可能性があるんじゃないかなというふうに考えております、是非そういったふうにですね、前向きに台数を減らすとかいうふうな考えではなくてですね、前向きにご検討頂けたらと思います。

私反対で御座います。以上です。

#### 【会長】

有難う御座いました。

ほかにMKさんは、いいですか

#### 【福岡MK・青木委員・代理貴田様】

私、福岡MK株式会社の青木の代行で貴田と申します。

前回も反対という事で意見を述べさせて頂きましたが、私共もやはり車を減らすという安易な方向というのは避けたい、避けていかなければならないのではないかと考えており

まず、車もしっかりと稼働させ、お客様のご意見をしっかりと受け止めて、どう我々はタクシーを運営すべきなのかという事を、本当に真剣に考えていかなければならないですし、勿論その中には私共社員、ドライバーの生活をしっかりと向上させる、これが根本にあると思いますしそして何よりも最終的には、会社もきちっと利益を上げる、この3者がしっかりと地に足を付けた形をとって初めて、やっぱりいい形が出来て来るんじゃないかと思います、一方的に車だけを減らすというような資本主義社会に反する様なこうゆう制度というのは絶対に見直すべきだと、私は思います。

#### 【会長】

有難う御座いました。  
自交総連さん

#### 【自交総連・内田委員】

今、青柳委員とMKの貴田委員の方からも、お二人の委員からも色々ご意見がありましたけど、私はですね特定地域指定に同意の立場でご意見を述べさせて頂きたいんですけども、先ず今、観光や需要があるかという処の問題なんですけれど、その需要を見るに当たってはですね、一番最近、一番新しいデータで言いますと、月間でですね5月は32億円タクシーの運送収入があがっております、この中で実際にタクシーがお客さんを積んで走ったのはどのくらいの割合かと言いますと37%ぐらいです、63%は空車の状態で走っている状態なんです、ですからタクシーが足りてないとかいう事ではありません、既に150万都市という事でこのような状態があって、その中でタクシーの乗務員さん達が260万円ぐらいの年収で働いているという事なんです、やはり労働条件が悪くなった事で過労運転や、近距離の顧客のサービスの低下、街の中の駐車違反などがですね社会問題になってきてる訳です、当然ですね、勿論MKさんやパンダさんブルーズーさん達の会社でもですね、一生懸命努力されてお客さんのサービス向上されてます、そら私もですね本当にそうだなーと思うんですけども、勿論ほかの事業者さん達もですね、そういう事に取り組んでこられているんです、一生懸命努力はされているんです、しかしなかなか制御困難な状態に陥っているという事なんです、その結果がですね今回のアンケートデータでも示されているように、タクシーに乗ったお客さん達がですね35%近くの方が、タクシーに乗って危険を感じた事があるという状況まで陥っているんです、これをどの様に改善していくのか、私達は将来的に大きな悲劇をですね交通事故という大きな悲劇を生む前に、何とかしなければいけないという使命が、この交通圏のですね協議会に課せられていると思うのです、全ての委員さんにそれが課せられていると思うんです、ですから色々個別のですね利害と合わないと思う点はあると思うんです、だけれども今は、この供給過剰状態を是正しなければいけないという状況までいっているという事で、皆さんに大きな決断をして頂きたいという事なんです、また、タクシーをですね減らすという事が労働を奪われるとか、色々タクシーの業界にあまり精通されていない方は、どうなるんだろうと思われると思うのです、車はですね毎年車検が来たり交通事故で廃車したり、色々な事が起こるんです、そうするとタクシーでまた増やさなきゃいけない、買い換えなきゃいけないんです、その時に買い換えをストップして頂きたいというような内容の減らし方なんです、2年3年かければですね、必ずタクシーずーっと買い換え無いという、あまり一般的に事業者さん達で考えられませんか、そこ1、2台を減らすという処で皆さんが意志を統一した時に上手にその中で減らしていくというやり方です、で、もう一つはですね、前回も生首を飛ばすような、そういう様な労働条件が悪化する事が懸念されるという意見もありまし

たけれども、タクシーは年間で、前回も言ったかもしれませんが2,000人ほど会社を辞めたり、会社に入られたりしてる、そういった中でですね、乗務員さんの移動がある中で、供給が減っていく中でですねまた採用するという事の時にですね、タクシーの台数に満たした様な採用制度をしていけばいいだけの話なので、実際タクシーを減らしたから、今、明日から君は会社来なくていいよとか、そういった事は勿論ありません、そういった事が懸念される点はですね、今回は無いような形でですね進めて行くという事ですから、そのあたりもですね自治体や色々な委員さんの方にもですね、考慮して頂いて特定地域にですね指定される事に同意して頂きたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

【会長】

有難う御座いました。  
ハイタク労連さん如何ですか。

【ハイタク労連・中野委員】

中野と申します、今、自交総連の内田書記長が全ての労働組合が、動いている、思っている、考えている事、また、会社に呼び掛けている事を説明がありました、その意見に私達労働組合としては100%同意しております、ただやっぱり前回も申しました様に、これは私達の労働環境の改善であると、いう風に労働組合は労働組合として思っておりますし、各事業者の皆様方も自分ところの事業所何とかちゃんとしたものにしたいと、いう考えで今回受けるというような協会の方も意見となったと思っておりますし、現に今私達労働者の平均所得も出ました、年齢ももう60才という様な形の構成になっておりますし、これがこのまま今の稼働の状況を見て行く中で、5年10年すると労務倒産を起こすような状況になってくるんじゃないかと、それこそ高齢者、年金貰いながらそんな風な業界に陥ってしまうのではないかと、その次の事を考えると私労働組合の役員として怖くて眠れないというような事もたまにあります、ですからタクシーの事今内田君が言ったように解らないと言われる方も沢山いらしゃると思います、これは法律ですから是非ですね同意して頂きたいと、この様に思っております。

【会長】

有難う御座いました。  
西鉄労組さんよろしいですか。

【西鉄労働組合・田中委員代理・坂本】

西鉄労働組合の書記長です。  
今、内田様と中野様がおっしゃったように、確かに60才平均に来てると私は思うんですけども、その今、観光を中心に福岡もやっていっているのは判るんですけども、実際に通常の普通の習慣の中で、どれだけの方が観光でタクシーに乗られる方ほとんど乗らない現状で、週末とかに来てデパートに直行で、バスで移動されて、またそれで帰るというような状態ですので、内の会社もどうにかタクシーが今減車、余ってない状態にはなってますけどもこれがずっと続く訳でもないし、現状としては今ハイタクの方が言われました様に、この特措法を賛成して頂きたいと、私も思いますのでよろしくお願い致します。

【会長】

有難う御座いました。

MK労組さんはよろしいですか

#### 【MK労組・占部委員】

MKグループ労働組合連合会福岡分室占部と申します。

先程も労働組合の方の総意という事でしたんですが、先程のご説明の中にネックになるというんでしょうか60才の乗務員の方が多いと、で台数を制限しますね、が新規で採用して下さいや、今は乗務員が足りてるから車の台数にそぐった乗務員しかいないから君は入社出来ない、あの60才の人が定年になったら次やって来て下さい、そういうふうな労働条件を逆に作ってしまわないようにという事で、台数というのは各事業所さんがある程度は余裕を持って、勿論、私共はMK福岡のほうにも研修生、新入社員の方来られてます、やはり台数というのが決まっていますのでそれ以上の方を募集要項があったとしてもなかなかやはり多くを採用出来ない状態もあります、労働組合としてもやはり活動色んな事を言うとどんどん人数が減っていく事によって、労働組合の中の活動その他色んな厚生事業とかいう事も乗務員さん組合員さんにかえす事が出来なくなる、少なくなる乗務員さんではなく、逆に増えて円滑な乗務が出来る、先程らいの中で35%の方が危険を感じた、これは労働収益が少ないから危険な運転をするのかと言うと、逆に車が足りなくなるという事でなく、適正な数が認められてる数字であったとした時に、今後、福岡市の方も観光誘致、色んな事をアナウンスされていかれると思います、そうすると今度は過剰でなかったちょうどマックス、今の減車してちょうど良いですよといった数字でシェアがどれくらいお客様、観光の方が増えるか、誘致の問題とか色々なアナウンスで変わって来るとは思いますけど、そうなった時に今度は車が少し足りない様な状況になった時に、収入が安全運転をさせる訳ではなく、やはり余裕と言うんですか、車が配車するときに車が少ない、じゃ多い数をこなそう、そうすると私は危険運転とか、早く急いで降りて頂きたいというふうに思われる、それがやはり数をこなしたいという気持ちの中の危険運転とか安全を損なう様な運転だと、僕は思いますので収入が多くなったら安全運転が出来るかというそれは考えておりません、やはり命を預かる私共乗務員は、如何にお客様にリピーターとしてまた次に利用して頂けるような、要は安心、自分の身内、自分の親が乗っても乗務員あの人に乘ってもらった、あのタクシー会社さん乗ってもらったら、安心して自分の両親乗って頂いても乗せて頂いても安心だよというふうな方向になれば、逆にタクシー利用したいなと私は思っております、そういうふうに乗務員もみんな一丸になって努力をしておりますので、自助努力の中では安全運転というのは、やはり収入が低い乗務員だから粗雑な生活をしてるから荒いというふうには考えておりませんので、是非その台数を減らすことによって供給を余らせると、いう言い方おかしいですけども、余力がない状態で減車という方向はこれはそぐってないのではないかと考えております。

反対意見としてどうぞお聞き下さい。

有難う御座いました

#### 【会長】

有難う御座いました。

それでは、個人タクシー協会の山下会長さん如何でしょうか。

#### 【福岡県個人タクシー協会・山下委員】

私は、福岡県のですね個人タクシーの会長の山下と申します。

私は、兼務ですけどね市のタクシー協会に加盟してますし、私達も法人さんが良くなればですね個人タクシーも、私、若い時から個人タクシーを夢見てタクシー乗って来たんですけど、今、法人さん、労働組合の方も言っておりますけど、年齢が高くなりまして個人タクシーになられん年齢の方が、法人に乗ってある人が沢山おられます、それで出来るものなら、今、協会の会長が言っておりますごと、特定地域にですね指定して頂きたいと、よろしく願いしときます。

賛成です。

【会長】

有難う御座いました。

こちらの方で福岡県さん。

【福岡県・岩佐委員・代理北村様】

福岡県でございます、今までのご意見色々賛否両論出ているわけで御座います、特定地域への移行につきましてはですね、やはり法の趣旨であります各交通事業者、タクシー事業者さんの経営の実態、もしくは各地域の実情で判断せざるを得ないものではないかと考えております、従いまして事業者さんの意向に沿った判断に賛意を表したいと思っております。なお、勿論自治体で御座いますので、特定地域計画、地域計画の策定にあたりましてはですね、やはり地域の輸送需要を満たすという事、それから安全性の確保については是非ご配慮頂きたいという事だけ申し添えておきたいと思っております。

以上で御座います。

【会長】

有難う御座いました。

福岡市さん如何でしょうか。

【福岡市・名古屋委員】

福岡市で御座います、タクシーは市民はもとより、特に観光客そういった方々に対して非常に最後の頼りになる交通手段という事で、非常に重要な手段だという事、また、福岡市ではタクシーを重要な公共交通機関として位置付けをしておりますが、日頃から質の高いサービスの提供、或いは、適正利用とこういっことを、常々お願いしてきている処で御座いますが、まあ議論になっております特定地域の指定という事で、色々賛否両論あるようで御座います、基本的には福岡県さんと同様に、事業者の経営ですとか、雇用そういった視点から事業者それぞれの皆様をご判断して頂くという事が、非常に重要だと考えておるところで御座いますので、そういった意向を尊重して参りたいと考えております。

以上で御座います。

【会長】

どうも有難う御座いました。

筑紫野市さん如何でしょうか。

【筑紫野市・北橋委員・代理八尋様】

はい、筑紫野市で御座います、私共の方もやはり福岡県の方福岡市の方のご意見と

共に同じなんですけれども、タクシー事業者さま達の意見尊重ということで考えている処で御座います。

以上で御座います。

【会長】

有難う御座いました。

糸島市さん

【糸島市・重富委員】

こんにちは、糸島市です。うちの方もやはり業界さんのご意見を尊重していくべきではないかというふうに思っております。それぞれの立場で色々ご意見を頂いておりますので、その中で総合的にですねご判断頂いて、そういう業界内で決定して頂ければと思っております。

【会長】

有難う御座いました。

大野城市さん如何でしょうか。

【大野城市・中川委員】

私共は、福岡県さん福岡市さんと同じく、業界の方々のご意見を尊重したいと思っております。

以上で御座います。

【会長】

那珂川町さん如何でしょうか。

【那珂川町・徳永委員】

私共も同様で御座います、安全安心なタクシー運営が出来ればという事が一番じゃないかと思っております、以上で御座います。

【会長】

有難う御座いました。

粕屋町さん如何でしょうか。

【糟屋町・安河内委員・代理石川様】

タクシー協会の方のご意見を尊重させて頂きたいと思っておりますけども、利用者の方の安心安全、また利便性を今後も確保して頂きたいと思っております。

以上です。

【会長】

有難う御座いました。

福岡商工会議所さん

【福岡商工会議所・西岡委員】

福岡商工会議所の西岡と申します、実は前はですね色々なご意見を賜りながら、私の中でもまとめきっておらずに継続審議という事で、お願いしたので御座いますが、今色々な報告を受けておまして、基本的には日時的な締め切りというのが御座いますので、結論から申し上げますと今回の会議で何らかの結論は出した方が良くはないかと思えます。基本スタンスと致しましては、やはり特定地域への指定基準この要件を、先程1から5までご説明頂いたのに、全て該当しているという事も御座いますし、特に人口要件とかは30万人以上というところ、福岡は151万人で書いてありますが152万人以上あると思えます、そういった条件を鑑みますと先ずこのあたりで結論を出したいのが一つ、そして商工会議所地域住民代表と致しましては、法律基準に基づきまして特定地域へという事の方に賛成したいと思います。

以上で御座います。

【会長】

有難う御座いました。

男女共同参画協議会、櫻井委員如何でしょうか。

【福岡市七区男女共同参画協議会・櫻井委員】

私は利用者を代表してちょっとお話をさせて頂きたいと思えます。初めてこの協議会に参加させて頂いた時に、やはり減車という言葉聞いた時に、車を減らすと利用者にとっては不便になるんじゃないですか、というふうにお尋ねした事を覚えています、ただですね私も一応ハンドルを握りますし、本当に必要な時にしかタクシーは使わないっていう利用者のわがままな部分もあるんですね、そんな時に駅なんかで沢山の客待ちというんですか並んでるタクシーなんかを見ますと、やっぱり本当に、例えば夜間だったりとか急を要する時というのは本当に一斉に多分そういうものが集まると思うんですけども、じゃ実情を今ずつとこの協議会に参加させて頂いて見ていく中で、やっぱりそのドライバーさん乗務員さんの待遇がもっともっと良くなる方向で、こうゆうふうな協会の方が結論を出されたというのであれば、私の方も賛成をさせて頂きたいと思えます。

【会長】

有難う御座いました。

大野城市商工会さん。

【大野城市商工会・花田委員・代理小谷様】

大野城市商工会の者です、前回の会議に出てなくて良く解らない処もあるんですが、減車について、それからタクシー業界の関係者の方の考えにより、決定して頂ければと思えます、ただ、私達も一市民として利用している訳で、その考えも利便性という事も考えて、そこを配慮して決定して頂ければなと思えます。

以上です。

【会長】

早良商工会の高岡さん、よろしく願い致します。

【早良商工会・高岡委員】

私、LPガスの販売をやっているんですが、1ヶ月に五千円のガス代非常に高いとお客

さんに言われるんですね、タクシーちょっと乗るとすぐ五千円近くなる、このアンケートにありますけども2ページでほとんどの人がタクシーを利用しない、月に数回、年に数回そして先程の実働率も30何パーセント、暑いとき寒いときエンジンかけて運転手さんが外でタバコ吸っていると、エンジン切ったらどうね、会社儲からんやろうと言ったら、いやお客さんいつ乗るかわからんから暖めとかないかん、冷やしとかないかん今回の減車その辺は賛成ですけども、タクシー業界の仕事の組み立て方を、なかなかを各社が自由操業出来ないような違う規制があるのではないかなと、その辺の併せてやっぱり各社がそれぞれ創意工夫が出来るように、車の大きさであるとかですね、そういった部分の規制も見直していかないと、ただ、車を減らせばいいという問題ではないとそうのように考えます。

以上です。

【会長】

有難う御座いました。

志賀商工会の永利さん。

【志賀商工会・永利委員】

正直言いまして、話を聞いておりましたですね、どちらがどうかというのを色々な意見を出して頂きました、それを判断するにももう時間が無いということですのでですね、お互い話し合った中での意見だったろうと思いますので、私は同意の方に致します。

【会長】

じゃ、粕屋町商工会さん。

【粕屋町商工会・浅倉委員】

意見等は御座いませませんが、行政の方々そして業界の方々うまくかみ合ってますね、お互いの何ですか、良いところを取っていけば良いんじゃないかと思っております、我々も仕事上ですね業界、いわゆる商工業者の方々を支援するという立場にありますんで、答えは出しませんがお互い旨くいけばな一と思っております。

【会長】

新宮町の商工会さん。

【新宮町商工会・岩清水委員】

私共、交通弱者対策と言いますか、それと公共交通機関が無いところ、これはタクシーが是非今後、働いて頂かなければいかんところが多々ある訳です、今、色々タクシー会社の方達とも話させて頂いているんですけども、今後もそういう弱者対策等を考えるとタクシー会社の健全経営という事が非常に重要になってくると思うんで、皆様の健全経営になるのであればですね、こういう事も必要じゃないのかなと考えております。

以上です。

【会長】

有難う御座いました。

久山町の商工会さん。



【久山町商工会・安倍委員】

私共、今回は初めてというか、前回欠席をさせて頂きまして状況が判らなかったのですが、ただ今それぞれの事業者さん、それから協会のご意見等も伺いまして、私としてはやっぱり協会等の意向を尊重した事で、特定地域の指定をですれ同意したいというふうに考えております。

【会長】

次に須恵町商工会さん。

【須恵町商工会・福村委員】

須恵町の福村と申します、今回初めてこういった問題と言いますか、こういった審議に参加させて頂いてなかなか非常に難しいですよ、MKさんあたりも新聞もまわって来ますし、全国の様子とか色んなものも色々見ております、ここが最終的に結論をどうしようかという事で地元のタクシー会社がありますので、その社長さん、それから私がお付き合いのあります運転されてる方、そこら辺の意見を聞きました処ですれ、支持してくれという事が多かったものですから、そこを尊重して賛同していきたいと思ひます。

以上です。

【会長】

有難う御座いました。

まだ他に。

【福岡市タクシー協会・上村委員】

タクシー協会副会長、上村です。先程来よりドライバーの雇用関係こういった部分の中について、問題があるのではないかというご意見がありました、お手元の資料、資料の2の8ページ、これは福岡交通圏におけるところの車両数の推移が書かれております、ピーク時平成20年でしょうか5200両強の営業車で、平成25年ここで4600両、この部分の中に付きましては、協会加盟100社、この中で600両に近い車の供給量の削減をしました、福岡交通圏におきまして労使、いわゆる解雇、供給量を削減することによって解雇の問題、こういった部分の中については、起きていないとこうゆうふうに認識をしております、それと併せて非常に県警さんおみえなんですけども、あらゆる処に余剰のタクシーが溢れております、私共協会と致しましても活性化の事業の一環として深夜に於ける、中洲国体道路こういった部分の中に於けるところの総量の規制、それから、これも活性化の一つになるかと思ひますけども、高齢者、或いは障害のある方こういった方々へのですれ、これ福岡市自治体の協力、それから利用者の代表と私共業者一丸となりまして、今年の8月でしょうか9月からですかね、助成ですかね、これをして頂くようになっております。予算の総額がそれ相当の予算を付けて頂いております、従いまして今回の部分の中に付きましては雇用の問題であつてみたりそれから交通環境こういった部分に付いても、鋭意努力して参っておりますけども、さらなるやっぱり供給量の削減というものが非常に必要になって来るのではないのか、或いは現場で働くタクシードライバー処遇の改善、これも改正特措法の中にはっきり働くタクシードライバーの処遇改善という部分の中についても付帯決議の中に書かれておりますので、今回の部分の中については、是非、特定地域への移行という部分の中に、本日おみえの構成員の方々につきましてもですれ、どうかひとつご理解を頂くように宜しく願ひします。

以上です。

#### 【会長】

有難う御座いました。

県警さんいいですね。

皆様のご意見が、出尽くしたかと思えます、ご意見をお伺いした限りでは、合意に賛成の方、反対の方、それぞれがおられるようでございます、十分な理解をですね頂いた上で、結論をお出しすることが重要ではないかと思えます。

この特定地域の指定につきまして、同意するか否かの意見の提出期限は、先程申しましたとおり6月30日までとなっております。

従いまして、協議会要綱に基づきまして、議決を諮りたいと思えます。

議決方法について事務局より説明をして下さい。

#### 【事務局】

それでは、議決方法を説明させていただきます。

今回の、特定地域指定基準6に定める協議会の同意に付きましては、設置要綱第5条第9項(4)の規定により議決をするようになっておりまして、以下3つの要件をすべて満たすことをもって行うとなっております。お手元の資料1の3頁をお開き頂きたいと思うんですけれども、資料1の3ページですね、一番下の方の(4)の基準で御座います。

まず、①としまして

会長及び事務局長が合意すること。

それから②としまして

合意するタクシー事業者が、準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が、当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

ちょっと判りづらいんですけれども、要約しますと

合意するタクシー事業者の車両数シェアが、過半数であれば合意というふうになります、今日は参加していないけれども協会に一任している会社の車両数、個人タクシーの協会も同じですが構成員となっております。

それから③としまして、

①及②以外の構成員につきましては、第4条第1項(3)に掲げる構成員、すなわち労働組合さんでございますけれども、労働組合さんに付きましては、全体で1個でございます、1個の議決権を、それからそれ以外の構成員につきましては、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意することとなっております、2頁に書いてございますように、要綱の2ページでございますけれども、この2ページですね第4条でございます、第4条に書いてございます、(1)の地方公共団体の県、市、町の方に付きましては、各自1個。

それから、4条(3)に御座います労働組合等さんに付きましては、本日4組合さんが参加して頂いておりますけれども、全体で1個で御座います。

それから、第4条の(4)でございます、地域住民代表としましての福岡市7区男女協同参画協議会さん、商工会議所さん、各商工会さんがですね各自1個となっております。

それから本日は欠席でございますけれども、第4条の(7)の福岡労働局さんが1個となります。

議決方法につきましては、以上の通りで議案が成立するためには、①～③の要件を

全て満たすことが必要となっております。

以上でございます。

【会長】

只今、事務局から説明がありましたように、要綱第5条第9項(4)に基づき議題(3)の特定地域の指定について、合意するか否かの採決を致したいと思います。

要綱では議決の順番が、会長及び事務局長が最初に合意するかどうかの意思表示をする事になっておりますが、会長が最初に意思表示するのはどうかと思いますので、会長、事務局長は最後に意思表示することに致したいと思います。

まず、要綱②にありますタクシー事業者さんにお聞き致します。

合意か反対かあるいは保留かでお答えを頂きたいと思います。

念のため御座いますが、先ず福岡市タクシー協会の中井会長さんからお願い致します。

【中井委員】

福岡市タクシー協会と致しましては、先程ご報告致しました様に、合意という事で御座います。

【会長】

有難う御座いました。

続きまして、県個人タクシー協会の山下会長さん。

【福岡県個人タクシー協会・山下委員】

福岡の個人タクシーは、特定地域によろしくお願い致します。

【会長】

合意。

MKさん、如何でしょうか。

【福岡MK・青木委員・代理貴田様】

はい、反対で御座います。

【会長】

反対。

BLUE ZOOさん。

【BLUE ZOO・青柳委員】

反対で御座います。

【会長】

以上、タクシー事業者等さんから意見をお聞きしました。

福岡市タクシー協会さんと福岡県個人タクシー協会さんは合意、エムケイさんとBLUE ZOOさんは反対でした、要綱②に定める議決方法では、合意するタクシー事業者の車

両数シェアが過半数となっております。

従いまして、タクシー事業者等の合意形成の基準となります、タクシー車両数の状況を確認する必要がありますので、事務局から説明して下さい

#### 【事務局】

それでは、説明を致します。

要綱では、協議会の構成員の車両で福岡交通圏に配置する合計の車両数が分母になりまして、議題に合意する事業者の車両数の合計を分子にして、その割合が過半数となっております。

協議会の構成員であるタクシー事業者等の福岡交通圏の総車両数は本年4月末現在で、法人101社で、4,512台となっております。

個人タクシーは1,292者の1,292台、総合計としまして1,393者の5,804台という事で御座います、これが分母になります。

次にタクシー事業者の合意形成状況につきましてご報告致します。

本日出席していない構成員のタクシー事業者の方からは、タクシー協会長に一切の権限を委任しますという議決の委任状を提出して頂いております。

内訳は、法人タクシー99社から委任を受けて、車両数は4,383台となっております  
また福岡交通圏の個人タクシー事業者は、福岡県個人タクシー協会長に議決権を委任しております、内訳としましては、個人タクシー1,292者から委託を受けて車両数は、1,292台となっております。

法人タクシーと個人タクシーを合わせて1,391者、車両数としましては、5,675台となっており、車両数のシェアとしては97.8%となっております。

以上で御座います。

#### 【会長】

以上、ご報告を頂きましたけども整理を致しますと、

合意をされる、合意をするという割合が、97.8%、

反対が法人2社、129台、計算致しますと、2.2%となります、

よって、合意するタクシー事業者の車両数シェアが97.8%となりますので、要綱②の合意要件を満たしております。合意の要件を満たしております。

次ぎに、要綱③でございますが、

地方公共団体さんは各自1個の議決権で御座います。

また、労働組合さんは全体です、ね1個、地域住民代表の福岡市7区男女共同参画協議会さん、商工会議所さん、商工会さんも、各自それぞれ1個で御座います。

区分ごとにご一括してお聞きしますので、挙手をですねお願い致します。

合意される方は、最初に地方公共団体さんからお聞きを致しますが、合意される地方公共団体さんは挙手をお願い致します。

念の為に反対される方は、おられませんね。

皆さん、賛成されました。

地方公共団体さんは合意が7つ、7団体で合意という事を意思表示頂きました。  
反対もゼロ、保留もゼロで御座います。

次に、労働組合さんは4組合、参加をされておりますけども、議決権は合わせて1個  
となっておりますので、如何致しましょうか。

多数決で

【内田委員】

労働組合は4団体ございますが、これまでの議論で意見が分かれることがですね、  
考えられますので多数決を採って頂いて、多い部分をですね労働組合の一票と考  
えて頂ければと思います。

【会長】

合意したもので労働組合4団体で1票ですが、それはその中で決を採らなくてよろし  
いですか

【内田委員】

会長の方で多数決を採って頂いて、多い票を採って頂ければと

【会長】

じゃ、今のようなことで、各組合さんにお伺いして合意という事でよろしい組合は、手を  
挙げて頂きたい、3組合、反対という方は1組合という事で御座いますので、多数決で  
ですね、労働組合さんとしては、合意という事にですね結論を出させて頂きます。

よろしいですね、そういう事で

労働組合さんの意見は多数決の結果、合意となりました。

続きまして、地域住民代表として、福岡市7区男女共同参画協議会さん、商工会議  
所さん、商工会さん、合意される方は挙手をお願い致します。

全員合意という事で、9人の方の合意を頂きました。

最後に福岡交通圏タクシー準特定地域協議会の、私、会長と、事務局長で御座い  
ますが、私は、合意いたします。

事務局長は如何でしょうか。

【事務局長】

合意でお願い致します。

【会長】

判りました。

以上、各構成員の方々から、それぞれご回答を頂きました。

要綱に定める議決方法は、要綱①②③の要件を全て満足するとなっております。

要綱第5条第9項(4)の①から③まで、全ての要件を満たすことになり、特定地域の  
指定については、合意するという結論になりました。

従いまして、協議会として同意するという意見で、国土交通大臣へ報告することと致し

ます。

以上をもちまして、本日の協議会は終了させていただきますが、今回の、改正特措法の主旨は、挨拶で申し上げましたが、タクシー事業の需要の活性化を図り、タクシーの供給過剰状態を適正化して、タクシーが公共交通機関としての機能を十分発揮できるようにすることが大事だろうと思います。

また、産業としての健全性であり、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等タクシーが利用者に取りまして、望ましい姿となることが重要で御座います。

特定地域に指定されますと、これから、この協議会は特定地域協議会として、特定地域計画を作成していく事となります。

構成員の皆様方にはですね、引き続きご支援、ご協力を頂きますようお願い致しますして、議長役を終わらせて頂きます。

有難う御座いました。

#### 【事務局】

太田会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

また、構成員の皆様には長時間ありがとうございました。

本日の協議会の結果につきましては、九州運輸局を経由して、国土交通大臣に報告を致します。

また、その後、多少お時間を頂戴しますが、構成員の皆様には本日の議事録を送付させていただきますので、よろしくお願いを致します。

これからも、特定地域として指定をされますと特定地域協議会を開催することになり、皆様方にはいろいろご支援、ご協力頂く事となるとと思います、改めて、ご案内を申し上げますので引き続きよろしくお願いを致します。

#### 【中井委員】

私ども、タクシーのために、長い時間のご審議本当にありがとうございました。

特定に入るまでの間、各会員さんと何度も何度も協議を重ねて、この結果になった訳で御座います、この後、特定地域に指定されますと、特定地域の計画作成というまた、大きな問題が出て参りますけども、やはりこれは会員の皆様方とよく議論して、良い地域計画が出せるようにしたいと思います。

そうしないと、先程からお話が出ておりますように、労働条件の改善これが無いと今後我々の経営の安定化というものが、進まないというふうに思います、また、この後、特定地域の計画についてですね、この場でご審議を頂くようになるとは思いますけども、一つ大変ご迷惑とは思いますが、この後も私共にご指導、ご鞭撻をよろしくお願い致しますといふふうに思っております、よろしくお願い致します。

今日は、本当に有難う御座いました。

#### 【事務局】

それでは、以上をもちまして、本日の第2回福岡交通圏タクシー準特定地域協議会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。